



調達改善計画		令和2年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p><b>調達の適正性の向上</b></p> <p>・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。</p> <p>・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。</p> <p>・特にシステム関連については、CIO補佐官による価格の妥当性等の検証を行う。</p> <p>・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。</p>	継続		<p>・随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約22件、企画競争による随意契約2件、公募による随意契約7件の審査を行った。</p> <p>・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件14件について、価格交渉を行い9件で値引きが行われ、当初提示額から28,558千円(13.4%)が削減された。</p> <p>・情報システム関連については、少額随意契約を含む13件について、CIO補佐官による仕様書及び価格の妥当性の検証を行った。</p>	<p>・会計担当において随意契約を希望する案件について事前の審査を行い、仕様書の見直し等により一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。</p>
<p><b>総合評価落札方式への対応</b></p> <p>・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。</p>	継続		-	-
<p><b>汎用的な物品・役務</b></p> <p>・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。</p>	継続		-	<p>・内閣府及び財務省を幹事官庁とする共同調達に参加した結果、単独調達時と比較して単価の縮減がみられた。</p>
<p><b>人材の育成</b></p> <p>・内閣府で実施される会計実務研修への積極的な参加や、調達事務の手引きを整備し、職員のスキルアップを図る。</p>	継続		<p>・新任職員を中心に内閣府や財務省が実施する会計実務研修等は、新型コロナウイルスの影響で開催を延期されており、今期は開催されなかった。</p>	-
<p><b>外部有識者による個別調達案件の点検</b></p> <p>・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。</p>	継続		<p>・入札等監視委員会は新型コロナウイルスの影響で開催を延期しており、12月の開催を目指して調整中。</p>	-
<p><b>市場価格調査の実施</b></p> <p>・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。</p>	継続			<p>・適正な価格での契約に向けて、一般競争に付す全ての役務契約の調達において市場価格調査を実施し、複数者の見積金額を参考にできた。</p> <p>・過去に調達を行った類似案件で取得した見積書等も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。</p>

## 外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 】 意見聴取日【 2020年11月1日 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○ 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 一者応札改善のため、これまで実施していたアンケート調査を継続しつつも、実際には回答率が低いことを踏まえ、一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に出席した結果、応札を断念した事業者に、なぜ、応札しなかったのか、主な要因は何か、当方がどのような点に気がつけていれば、応札する可能性があったのか等のヒアリングを実施することにつきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>○ 貴省が実施した取組の内容、効果測定、把握している課題は、いずれも適切なものと評価します。引き続き一者応札の状況を改善すべく、事業者サイドの要望把握に努めていただきたいと思います。特に業務実施時期と資格要件の緩和について吟味することが肝要かと思っています。</p>	<p>○ 指針を踏まえて特に改善に取り組む事項 事業者へのヒアリングを引き続き実施することとし、事業者サイドの要望把握に努めていきたい。 また、アンケート調査については、調査フォームを消費者庁のホームページに掲載すること等を検討し、回収率の向上に努めたい。</p>
<p>○ 随意契約の見直し 消耗品等の購入のほか、新たに印刷製本の一部について、オープンカウンター方式を導入することにつきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>○ 貴省が実施した取組の内容、効果測定、把握している課題は、いずれも適切なものと評価します。引き続き見積合わせに参加する業者数が増加するよう努めるとともに、同方式の対象となる物品調達範囲の拡大を検討していただきたいと思います。</p>	<p>○ 随意契約の見直し 消耗品等の購入について、オープンカウンター方式での調達を引き続き実施し、印刷製本等他の調達も導入の可否について精査した上で、オープンカウンター方式での調達に努める。</p>
<p>○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組の検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については一覧表を作成しその要因を分析する。加えて、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行うことにつきまして、ご意見をお聞かせください。</p>	<p>○ 貴省が実施した取組の内容、効果測定は、いずれも適切なものと評価します。</p>	<p>○ 調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札について、事前審査、事後審査等を引き続き実施し、改善策の検討に努める。 また、電子調達システムの電子入札機能を引き続き利用し、事業者の利便性の向上を図る。</p>